

「熊本元気塾」聴講生募集

無料

- ▶日時 6月11日(木) 午後6時～8時
- ▶場所 流通情報会館5階 第1研修室
- ▶演題 「モノづくり大国・中国」の変容と進出
日系企業の課題・対応策
- ▶講師 森 路未央さん(日本貿易振興機構
JETRO海外調査部)
- ▶定員 100人(先着順)
- ▶申込み 6月8日までに電話で流通情報会館
(☎377-2091)へ

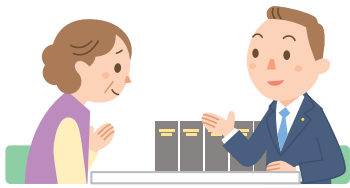
※「熊本元気塾」の会員も募集中です。

マンション管理相談会

無料

- ▶日時 5月13日(水) 午後1時半～4時半
※相談は1人30分以内。
- ▶場所 市庁舎9階会議室
- ▶相談員 熊本県マンション管理士会(主催)
- ▶申込み 電話で建築計画課(☎328-2438)へ

各区無料法律相談会



- ▶場所・期日
東区(東部公民館)6月7日(日)、17日(水)
西区(西部公民館)6月4日(木)、21日(日)
南区(富合公民館)6月7日(日)、25日(木)
北区(植木文化センター)6月11日(木)、21日(日)
- ▶時間 午後1時半～4時半
- ▶対象 市内に住む方(お住まいの区にかかわらずどの区でも相談できます)
- ▶定員 各日6人(先着順)
- ▶申込み 5月7日から電話で熊本県弁護士会
法律相談センター(予約専用 ☎
325-0020)へ

※中央区については広聴課へお問い合わせください。
詳しくは、広聴課(☎328-2075)へ。

税



市税の休日・夜間相談窓口を開設します

5月16日(土)・17日(日)

▶時間 午前9時～午後4時

5月18日(月)

▶時間 午後5時15分～8時

▶場所 納税課(市庁舎2階)

詳しくは、納税課(☎328-2204)へ。

給与所得者の皆さんへ

5月中旬に給与支払者(事業者)へ平成27年度個人住民税特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員用)を送付します。

事業者は5月31日までに特別徴収税額決定通知書(従業員用)を、従業員へ開封せずに渡してください。

○特別徴収税額決定通知書とは

本市に提出された給与支払報告書などにより課税計算し、6月から翌年5月までの毎月、従業員の給与から天引きして納入する税額をお知らせします。

事業者用は、毎月従業員の給与から天引きして納入する税額を、各従業員用は、給与から天引きされる税額やその計算根拠をお知らせする大事な通知です。

○特別徴収とは

給与支払者(事業者)が、所得税の源泉徴収と同様に、納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。

※正規雇用者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与の支払いを受けているすべての方が特別徴収の対象です。

(課税管理課 ☎328-2195)



5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。

なお、軽自動車税の口座振替済通知書は、車検の必要な車両のみ送付しています。それ以外の場合は、通帳を記帳して確認してください。

(納税課 ☎328-2204)

軽自動車税納税通知書を送付します

軽自動車税は、毎年4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。

平成27年度の納税通知書は5月上旬に送付します。納税通知書に記載している金融機関などで納期限の6月1日(月)までに納めてください。

○障がいのある方などの減免について

▶対象

- ①軽自動車などを所有または使用している方で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、一定の要件に該当する方(普通車を含め、1人1台に限ります)
- ②構造が身体障がい者などの方専用となっている軽自動車などで、一定の要件に該当するものをお持ちの方

▶申請期間 5月25日(月)まで

▶手続き場所 区役所税務課

○廃車、名義変更などの手続きについて

廃車、名義変更(譲渡)、車台変更(買替え)、住所変更などがあれば速やかに手続きを行ってください。手続きをしないと、引き続き翌年も課税されます。

○自動車税は県から通知が届きます

普通車などにかかる自動車税の納税通知書は熊本県から5月初めに送付されます。自動車税の課税については、熊本県自動車税事務所(代表☎368-4020)へ

○軽自動車税の申告場所

車両の種類		申告(手続き)場所
自原 動機 車付	総排気量50cc以下	各区役所税務課 各総合出張所 各出張所
	総排気量90cc以下	
	総排気量125cc以下	
	三輪以上50cc以下	
小型特殊 自動車	農耕用	全国軽自動車協会連 合会 熊本事務所 東区東本町16-3 ☎369-7920
	その他	
軽自 動車	二輪	全国軽自動車協会連 合会 熊本事務所 東区東本町16-3 ☎369-7920
	三輪	
	四輪 貨物	
	四輪 乗用	
自小 動車 型	二輪	熊本運輸支局 東区東町4丁目14-35 ☎050-5540-2086
	250ccを 超えるもの	

詳しくは、課税管理課(☎328-2195)または、区役所税務課へ。



家庭ごみの排出量
(1人1日あたり)

ごみ出しの際に誤って大きな物をいっしょに出してしまうケースが多発しています。注意しましょう!

チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度 562g → 平成26年度 4月～3月 484g
-13.88%

※資源化された量を除きます。
(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用水使用量
(1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成26年度(3月) 222ℓ
目標 218ℓ (平成27年度目標)

補助制度を利用して、「雨水貯留タンク」を設置しませんか?
自宅の屋根に降った雨水も有効活用!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

暮らしの中の人権 20

子どもの人権を守りましょう

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待などの犠牲になるなど、大きな社会問題になっています。

また、国際的にも武力紛争や政治混乱などによる貧困、飢餓などは、社会的に弱い立場にある子どもたちの生活や生命を脅かしています。

子どもの人権も最大限に尊重され、守らなければなりません。

国連では1989年(平成元年)に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として「児童の権利に関する条約」を採択し、日本もこの条約を批准しています。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すためにわたしたち大人が、子どもの権利についてきちんと理解し、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)